

平成20年3月5日（水）

於：農林水産省三番町共用会議所大会議室

第2回農産物検査規格検討会 議 事 録

農 林 水 産 省

目 次

1. 開 会	1
1. 議 題	1
(1) 第1回農産物検査規格検討会における主な意見	1
(2) 大豆等の品位規格の改正について	3
(3) 米の産地品種銘柄の設定方法の見直しについて	4
1. 今後のスケジュール	17
1. そ の 他	17
1. 閉 会	18

開 会

○江渡消費流通課調整官 定刻になりましたので、ただ今から、第2回農産物検査規格検討会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。本日は、神田委員が都合によりまして、欠席されております。

議事に入ります前に、先ず資料の確認をさせていただきます。

「議事次第」がございます。資料1としまして「農産物検査規格検討会委員名簿」です。資料2としまして「第1回農産物検査規格検討会における主な意見」、資料3としまして「大豆等の品位規格の改正について（案）」、資料4としまして「米の産地品種銘柄の見直しに係る生産・実需等関係者の意見」の以上です。最後に、酒田女鶴部会のパンフレットがございます。

それでは、議事の進行を座長にお願いいたします。

○山口座長 それでは、前回に引き続きまして議事進行を務めさせていただきます。

今回は、特に米の産地品種銘柄の設定方法の見直しにつきまして、より議論を深めるために、生産・実需等関係者をお呼びしております。後ほど御意見をお伺いし、その上で一定の方向性を見出せればと思います。

(1) 第1回の農産物検査規格検討会の主な意見

○山口座長 それでは先ず、議題(1)の第1回の農産物検査規格検討会の主な意見につきまして事務局より説明願います。

○廣田消費流通課長 消費流通課長の廣田でございます。

それでは私の方から資料2「第1回農産物検査規格検討会における主な意見」につきまして御説明いたします。

第1回の規格検討会では、3点御議論いただいたところです。

まず第1点目で、米の産地品種銘柄の設定方法の見直しについてです。主要な意見について5点掲げておりますが、○「売れる米作り」を推進していく中で、産地品種銘柄数の増加により、現場で検査を行っている農産物検査員の負担が増大している中で、検査員の負担の軽減につながる今回の見直しについては、賛成である。今回の見直しにつ

いては、20年産から適用して欲しい。○今回の見直しについては、適切な検査ができる仕組みとなっているならば、問題ないと考えている。選択制の導入により、現在、産地品種銘柄に設定されている既存銘柄の中で、どの登録検査機関からも検査してもらえないような銘柄が生じないようにすることを要望する。○今回の検討会に出席している委員の意見だけでなく、より現場に近い方の意見を聴くなど、慎重な対応をお願いしたい。○検討会に出席している委員以外の登録検査機関にも今回の見直しを周知し、どのような意見があるか聴く必要があるのではないか。○産地品種銘柄の設定に当たって、消費者ニーズをどのように把握し、分析して設定しているのか。今回の見直しにより、更に産地品種銘柄が増加することが、本当に必要なのか。ある程度で産地品種銘柄の増加を止めることも必要ではないか。○食生活の面、食料自給率の面、環境面からなど様々な視点から新たな品種が開発されており、品種は増えて行かざるを得ない状況にある。

次は第2点目の、そばの品位規格の見直しについてです。○そばの流通実態に沿った改正であり、改正により検査数量の増加が期待される。北海道の水分加算の廃止は、3等は2%の水分加算があるので、一部生産者においては難色もあったが、乾燥調製に留意すれば影響も少ないので、改正案に同意する。○会津玄そば出荷基準のように「水分」15%～16%のものが評価され、流通している実態を反映するという改正の趣旨からすれば、今回の見直しに賛成である。海外の輸入契約においても「水分」は16%までの数値となっているものもあり、国内の規格が15%以下ということは、品位や食味などが低下し、海外から輸入されるそばに比べて、不利な状況となっているので、「水分」の最高限度を引上げることに賛成である。

3点目の、ビール大麦の品位規格の見直しについてです。○ビール大麦の「等外上」は、災害等級として設定しているものであるが、「異品種粒及び異種穀粒」、「異物」の規格項目は災害とは関係ない項目であり、生産者としても受け入れられる内容である。○高品質のビール製造を行うためには、ビールの主原料である高品質なビール大麦が必要であり、製麦工程への異物、異品種粒及び異種穀粒の混入は、麦芽の品質に影響が大きいので、それらを除去する必要があることから、今回の見直しに賛成である。以上です。

○山口座長 ありがとうございました。

ただ今の資料2の「第1回農産物検査規格検討会における主な意見」につきまして、確認ということですが、どなたか御発言ありますでしょうか。

それでは、資料２の中で、２と３にありますそばの品位規格の見直し及びビール大麦の品位規格の見直しについては、了解が得られたということで整理させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように取扱わせていただきます。

なお、１の米の産地品種銘柄の設定方法の見直しにつきましては、議題の(3)の議論を踏まえて判断したいと思います。

(2) 大豆等の品位規格の改正について

○山口座長 次に、議題(2)の大豆等の品位規格の問題に入ります。この議題は、今回のそばの水分の品位規格の改正に伴い、他の品目でも整理しておいた方が良い項目があるとの、前回の説明があったことに関連した内容のようですが、事務局より説明願います。

○廣田消費流通課長 それでは、資料３「大豆等の品位規格の改正について（案）」につきまして御説明し、御提案いたします。

まず、資料３の趣旨ですが、前回の検討会におきまして、そばの水分の品位規格の見直しをご検討いただいているところです。その際に、表示が１５％となっているところを、１６．０％に引き上げるということで、この水分値を整数値から検査上取り扱っている小数点以下第１位の数値に改正するということを提案しております。これにつきましては、ご了解が得られたところですが、その他にも整数値で最高限度を表している農産物がございます。これは大豆、小豆、いんげんです。これらについても、そばと同様に、小数点以下第１位の数値に改正したいという内容です。資料の裏面をご覧くださいますと、「国内産農産物の鑑定方法の運用について」という局長通知がありますが、(3)豆類及びそばのなお書きのところで、「水分は規格規程に定める最高限度の数値を小数点第１位の数値であると解し行う。」と書いてあります。具体的には括弧の例にありますように、「規格規程に定める水分の最高限度が１５％の場合は、１５．０％と解する。」として、運用しているところです。この運用をちゃんと規格に反映させるということで、前のページに戻りまして、現在大豆が１５％となっておりますのを１５．０％、小豆も同様、いんげんは１６％を１６．０％と、小数点以下第１位の数値までとし改正したい

ということで、よろしくお願いいたします。

なお、本提案につきましては、事前に当方より関係団体に見直し案につきまして、意見を求めたところ、現行規格の運用を変更するものでないことから、特段の異論は出ていないことを申し添えます。

○山口座長 ありがとうございます。

ただ今の資料3の「大豆等の品位規格の改正について（案）」につきまして御質問等がございますでしょうか。どなたからでも御発言下さい。

よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、事務局から提案がありました大豆、小豆及びいんげんの水分の品位規格につきましては、そばの水分の品位規格の見直しに併せて改正するという事で整理させていただきます。

(3) 米の産地品種銘柄の設定方法の見直しについて

○山口座長 次に、議題(3)にあります米の産地品種銘柄の見直しに係る生産・実需等関係者の意見をお伺いしたいと思います。なお、これにつきましては、前回の検討会において現場段階に近い方の意見を聴いた方がいいとのがございましたので、今回、生産、実需等の関係者の意見を伺いたいと思っております。

先ず、お忙しい中御出席いただいております4名の方々の御紹介をお願いします。

○江渡消費流通課調整官 それでは、お手許にあります資料4の生産・実需等関係者の御紹介をいたします。

生産者を代表しまして、山形県の酒田女鶴部会の渡部部会長です。

実需者を代表しまして、東京都の木徳神糧株式会社の山本常務取締役です。

系統登録検査機関を代表しまして、新潟県の有限責任中間法人新潟県農産物検査協会の村山専務理事です。

系統以外の登録検査機関を代表しまして、宮城県の有限会社東北穀物検査協会の伊藤代表取締役です。

なお、本日は都道府県からも意見を頂戴することとしておりましたが、あいにく各県とも県議会開催中につき出席できないということで、岐阜県他より意見を予め伺ってお

りますので、後ほどご紹介いたします。

○山口座長 ありがとうございます。

今回、御意見を頂戴します項目につきまして説明いたします。

1点目は、銘柄の設定要件についてですが、地域や数量に関わりなく、銘柄検査が可能な検査機関があることを要件とすることについてどのようにお考えでしょうかということです。2点目は、銘柄の選択制導入の方向性についてどのようにお考えでしょうかということです。3点目は、登録検査機関に対してお聞きする項目ですが、選択制導入に当たって、前年産に銘柄の検査実績がある場合は、引続き当該検査機関が銘柄を選択して検査を行うことについてどのようにお考えでしょうかということです。4点目は、その他検査に対する意見要望等についてあればおっしゃっていただきたいと思います。

時間の制約もございますので、先ずお一人5分程度で先程申し上げた点について、御意見を述べていただいた後、委員よりこれに対する御質問等を頂戴したいと思います。

それでは、先ず生産者を代表しまして、山形県の酒田女鶴部会の渡部部会長から御意見を伺いたいと思います。

○渡部氏 本日はこのような場所に招いていただきありがとうございます。私の故郷の山形県は古くから米の大産地として知られています。私もこれまで米栽培に誇りを持ってやってきました。しかし、現在はうるち米の価格が皆さんもご存知のとおり極端に下がってきました。以前に比べると農家の収入も大幅に減りまして、地域の専業農家の稲作主体の農家の経営は、赤字になってまいりました。その中で、農家も魅力がなくなり、担い手となる若い人も段々離れて行くようになりまして、その中で古くから守られてきた女鶴という品種を知りまして、それが偶然にも私の父親の代から作っていた品種でした。当時父親に聞いたところ、すばらしくおいしくて、今作っているもち米とは比べ物にならないくらいおいしいと言っていました。それを唯一守ってきた農家が一軒ありまして、その人から譲り受けて作ってみましたが、収量が上がりず、なかなか作りづらい品種でした。そんなときに酒田市が10年かけて女鶴を改良しまして、酒田女鶴という品種を開発しました。味も特性も女鶴と変わらずにとってもおいしい状態で、収量も取れるような品種を育てていただきましたので、それを使って庄内の稲作の主体とならないかと思い、昨年から酒田女鶴部会が立ち上げまして、そこで、農協等に販売したいとしていましたが、産地品種銘柄になっていないということで、なかなか売りづらいということでした。農協もいいのはわかっているがなかなか手を出しにくい状態でした。そこ

で、農協も役所も協力し合い集荷、検査、注文、販売、輸送などを力を合わせて販売戦略を計画して動いております。酒田女鶴のおいしい味を、是非全国の消費者の方にも届けたいですし、喜んでいただけるような、そういう品種ですので、何とか今日この場を借りまして皆様のご協力をお願いしたいと思います。

○山口座長 ありがとうございます。ただ今の渡部さんのご説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○大坪委員 座長のご質問にありました意味合いなんですけれども、品種がたくさん増えている、小さいけれども特徴のある産地を支えていく、あるいは消費者のメリットになる、そういったものについて、今回の産地品種銘柄の設定方法の見直しの改正はいい方向であると受けとめました。それがよろしいですか。

○渡部氏 はい。

○太田委員 19年産の受検数量で、生産量が約15トンですが、受検数量が少ないのは何か理由があるのでしょうか。

○渡部氏 去年の末に部会が立ち上がったばかりですが、今まで縁故米で消えていまして、市場には今まで出ていなかったのですが、それを今度は販売したいので、20年産については、今酒田市の持っている種子を全部作付するということで、それを販売に向けてやっているところです。

○山口座長 20年産はもっと受検数量が増えるということでしょうか。

○渡部氏 そうです。

○山口座長 販売は、検査を受けた19年産からということですか。

○渡部氏 20年産からということでございます。

○江渡消費流通課調整官 補足いたしますと、酒田女鶴は、まだ産地品種銘柄にはなっておりません。現在20年産設定に向けて申請中です。

○山口座長 そうすると、19年産の受検したものは銘柄としては、雑銘柄ということなのでしょうか。

○江渡消費流通課調整官 そうです。

○山口座長 見込みとして、銘柄に設定されるとなると価格はどうでしょうか。

○渡部氏 かなり高く設定して販売戦略を立ててます。

○太田委員 価格的な面もあると思いますが、飛躍的に庄内中心が増えていくという、また酒田以外にも内陸の方にも増やしていこうという方針というのはあるのでしょうか。

か。

○渡部氏 今はないです。酒田市で目標を定めておりますので、その後の状況はまだ何とも言えません。

○山口座長 他にありますか。よろしいですか。それでは今日はどうもありがとうございました。

○山口座長 続きまして、実需者を代表しまして、木徳神糧株式会社山本常務取締役をお願いしたいと思います。

○山本氏 山本です。よろしくお願いします。銘柄要件で必要な検査機関が必ず1機関以上あるという必須要件ですが、銘柄全てが必ず検査員がその地域の銘柄を検査できる体制でなければならないというところは、外してもいいのではと感じております。銘柄はどんどん増えていますが、あまりにも増えていって全部検査員の方が鑑定できるというのは並大抵ではないなとは思いますが、そこは見直しを進めていいと思っています。

銘柄設定の選択制の方法もそれでいいと私は思います。ただ、世の中が変わってきて健康志向とか色んな品種がどんどん出てきて、開発もされております。その点は、量が少なくとも取り上げていただきたい、逆に昔からある銘柄で少なくなってきたものは雑銘柄になってもいたしかたないかと私は感じています。

世の中の傾向としては、産地間競争もどんどん激しくなっていますので、当然消費者に受けるものを開発して品種が増えてきていると思っていますので、そこは少なくとも認めていただいて、そろそろ外してもいいというものは外していただいて、というような方向性でいいのではと思います。

○山口座長 ありがとうございました。ただ今の御意見につきまして御質問等がございますでしょうか。どなたからでも御発言下さい。

○太田委員 最後の方の御意見なんですが、新しい銘柄をどんどん設定していって、そういうものは消費者から要望のあるもので、ただ、前回長谷部委員からもありましたけれども、古い銘柄で残ってるものがどんどん累積されていってということで、そういうものはある程度淘汰されてもやむを得ないと、そういう考えでしょうか。

○山本氏 ボリュームがありますので、あまり品種が多すぎても、というのがありますので、ただ、それは産地の方の思いがあって数量が減ってきても取引なりがあれば、それはそれで検査員の方と産地の方がお話になって産地品種銘柄にしてもらうような形でやっていけばいいのではと思います。我々は、品種だけではなくて、県という域を超え

て、地区とか農協とか栽培方法とか色んな観点からの切り口でやっていますので、扱っている品種はそんなに多いわけではありませんが、サイズ別でも300アイテムくらいになってしまう。それで量販店からは固有のもので作って欲しいという要望もきますので、大型量販店では、銘柄の数ではなくその5倍、6倍のアイテム数になります。

○山口座長 今のお話からしますと、銘柄数よりアイテム数が増えてしまうということですね。逆に言うとあまり銘柄が多くても困るということなのではないでしょうか。

○山本氏 米も競争原理が働いております。量販店さんも差別化商品が必要で、要請が多くなり、段々と増えております。単なる品種だけということにならないところがあります。

○山口座長 量が必ずしも多い少ないだけではない、量販店から特色のある米が欲しいと言われたときに、そんなに量が多くななくても手当てするとかそういう必要も出てくるということでしょうか。

○山本氏 当然手当てしてはいますが、1年、2年経ってみてもういいだろうというものは、やめてはどうかと提案しています。

○大坪委員 研究者として興味があって伺いますが、品種、産地のみでないということで、実需者からご覧になって消費者あるいは量販店の要望として、産地品種以外に用途別のような適性品種というのはどれくらいあるのでしょうか。私ども研究の方から言いますと、カレー用ですとか寿司用ですとか考えていますが、実需者の皆さんから見ますと社会的なニーズはどうなっていますか。

○山本氏 今ここにはデータはありませんが、かなりあります。玄米でも数種類の玄米を用途向けにありますし、精米でも胚芽米もあります。20、30くらいはあると思います。

○大坪委員 そうしますと、原料米としてある程度種類があった方がいいと思います。あまり寡占化してしまうと消費者のニーズに合わなくなってしまう。カレー用のものとなるような、寿司用のものとなるようなそういう各種の原料米を手当てするために、ある程度の品種が必要ではないかという気がします。

○山本氏 今でも結構あります。あまり増えてもということもあり、競争で新しい銘柄が出てくる、そして減っていくと、こうあって欲しいです。

かなり大きな地区で統一栽培しながらこういう銘柄を育ててるものが多いですね。

○長谷部委員 生産量の多い品種、少ない品種が問題になっておりますが、いずれにし

ても産地の検査員が承諾をして、少量でも検査をするという同意があれば、これは進めていってもいいのではないかと考えています。検査員であっても県の範囲内の検査で、他の県にまで出て行って検査するという役目を持っていませんので、地元の検査機関が検査するという同意さえ得られれば進めていってもいいのではないかと考えてます。

○山口座長 ただ今の話は直接質問しているものではありませんので、また後ほどの議論とします。

続きまして、系統登録検査機関を代表しまして、新潟県の有限責任中間法人新潟県農産物検査協会の村山専務理事にお願いしたいと思います。

○村山氏 村山です。よろしくお願いします。今回の案件でありました米の産地品種銘柄の設定方法の見直しについて、新潟県農産物検査協会を代表しまして述べたいと思います。まず第1点目の銘柄設定要件ですが、地域や数量に関わりなく銘柄検査が可能な検査機関があることを要件とする見直しについては、基本的には賛成であります。ただ、全ての品種を選択することになった場合について、銘柄鑑定が可能かどうか、その点は国が登録検査機関の技術等勘案しながら、指導を行っていただいた方が混乱する恐れがないのではないかと考えています。それから、実施時期については、可能な限り早めに実施していただいた方がいいと思います。

それから2つ目の銘柄の選択制導入の方向性ですが、県の産地品種銘柄は、うるち米18銘柄、もち米2銘柄、醸造用9銘柄と20を超える銘柄がございます。これらを全て検査しているわけではございませんが、平成19年度の実績をベースにされると全て必須銘柄及び選択銘柄となります。このことは現状となんら変わらないこととなります。

よって、新規銘柄の選択については、登録検査機関が選択するか否か、及び、地域等を限定することができる裁量権を持たしてもらえば、検査員の負担も多少回避することができるのではないかと考えています。

ある一部地域で少量作付生産され受検された産地品種銘柄と同じ品種を、他の地域で生産者が作付けしており、それが突然検査請求された場合に、他の地域ではこれまで見たこともない銘柄を検査することになるのではと懸念されるので、検査員には不安があるのではないかと考えています。

銘柄申請に当たっては、登録検査機関が、申請者に対して栽培履歴、種子の購入先といったものなどを添付させて提出してもらい、そういった裁量を持たせてもらえるのかどうか、検査機関としては、そこにも何らかの条件を付けることができればなお良いと

考えています。

銘柄の選択制という方法は、いずれ銘柄数の増加が予想されます。このため、銘柄の設定に当たっては、検査精度の低下を防ぐ視点から、国は条件等をより明確にするということをお願いしたいと思います。

それから３点目の選択制導入に当たって、前年産において産地品種銘柄の検査実績がある場合は、引き続き銘柄検査を実施することについてですが、新たな銘柄の設定のみならず、銘柄の廃止についても、一定の要件を定めるということも今後は必要ではないかと考えています。

最後にその他の意見として２点ございますが、１つは検査規格の改正ですが、全国農産物検査協議会、全農から検査規格の改正については、国に対して色々要請しております。そういった中で、関係要領の見直し等整理簡素化できるものは流通実態等を踏まえて実施をお願いしたいと思います。それから２つ目、完全民営化で、登録検査機関が検査員の育成指導をやることになっています。新潟県内には、新潟県農産物検査協会以外に３３機関登録検査機関があります。それら登録検査機関に強弱があり、弱体化している登録検査機関については、国が育成指導しながら自分たちで育成指導できるそういう体制に持っていくために是非またご指導をお願いしたいと思います。以上若干時間が過ぎましたが説明を終わります。

○山口座長 ありがとうございます。それではただ今の村山専務の説明につきまして何かご質問等ありましたらお出してください。

○太田委員 系統以外に３３ほど登録検査機関があるとのことですが、民間検査に移行してから年々増えてきてるものなのか、また、育成研修について、事務所の指導がないとなかなか厳しいものがあるとは思いますが、実際問題として今までのところとしては事務所は相当育成に関わってらしたのでしょうか。そこのところをお聞きしたいのですが。

○山村氏 検査協会は１４年に設置しましたが、その当時の登録検査機関数は１桁台で少なかったのですが、その後、増えており、３４機関くらいに推移しております。その中で検査員の育成については、３４登録検査機関全てが一緒になりまして、農産物検査員の育成会というものを立ち上げました。育成会の会長は、新潟県農産物検査協会の会長になっております。なお、農政事務所が研修会で関与していただいている点は、農産物検査法規定等の学科の指導について講評をお願いしています。現場実習、技術関係に

については、新潟県農産物検査協会で雇用している農政事務所のOBがいますので、その方たちが中心となって指導しています。

○山口座長 他によろしいですか。それでは続きまして、系統以外の登録検査機関を代表しまして、宮城県の有限会社東北穀物検査協会の伊藤代表取締役役をお願いしたいと思っています。

○伊藤氏 伊藤です。よろしくお願いいたします。民間の中小検査機関の代表としてこのような場所にお招きいただきましてありがとうございます。弊社は、私が登録検査機関を代表しておりますが、その前に一生産者としての仕事、また農業法人をやっております、集会等やりながら、地域の生産者と検査以外の場面でも密着をしながら取組をしております。そういった背景を踏まえまして、今日は検査に関しての話をさせていただきたいと思います。

まず、銘柄の設定要件に関しましては、基本的なスタンスとしては私も賛成の立場であります。理由としましては、消費者、特に小売店からの多様なニーズがありますし、銘柄設定されるということは生産者の意識向上にもつながりますので、せっかく一生懸命取組んだ米を、その他米と証明するのはやはり検査員としてもあまり気持ちのいいものではないですし、生産者も銘柄が付けばこそ品質に対する自信が持てるというやる気が向上するのではと思っています。

また、これは別の農家の方のお話ですが、先ほど大坪委員がおっしゃられたように、用途別の米というお話がありました。加工米で味噌用の米というのを我が地域で取組むのですが、その品種は銘柄がありません。県の農業センターで開発された米ですが、銘柄がなくて、県の団体からは宮城県産の材料を使った味噌というような商品にしたいと言っておりますが、今年の検査に関しましては、国産のうるち米という表示しかできないということで非常に残念がっていました。銘柄の設定に関しましても、申請すればすぐに銘柄になれるという保証はありませんし、ましてや他県の米を引っ張ってきて宮城で銘柄を取りたいといっても色んな問題があって、簡単に銘柄がとれるものではありませんので、そういった特色のある米に関して、今回の味噌米は非常に高収量品種で、どうしても加工米の価格が厳しいということで、生産者側にも加工業者側にもある程度のメリットが出るのではないかとということで、今年取組む品種ですが、実需者側にも銘柄が付くような品種を提供したいということもあり、銘柄の申請に当たってはどうしても初年度は数量が少ないというところが非常にネックになってます。なかなか銘柄が取り

づらいというのが現状ですので、数が少ないからといっても、銘柄が申請できて銘柄がとれてかつそれを我々がどの品種でも100%間違いなく検査できるということだと、人間の目ですから、検査機関としては選択をしながらやりたいというスタンスでいます。

銘柄判定について、目視になりますので、どうしてもミスが出る。だから銘柄が増やせないということもあると思いますが、例えば生産者の方が確かに栽培したことを確認できる台帳と、栽培履歴書、それから種子購入伝票等を確認しながらかつ例えば今やっているGAPも導入して、確実に生産をしていると確認できれば、確かにその品種だろうということで、検査ができるのではないかと思います。当然、農政局、原種苗センターとも連携を密にしながら検査員自体も目を養っていきながら、そういったところで第三者的な確認が取れば銘柄の判定はできるのではないかと思います。

ただ、その銘柄の申請に当たって、宮城は19銘柄ありますが、それが100になったり200になったりということになると、我々も非常に煩雑になりますし、関係機関も大変だと思われるので、例えば銘柄の申請に当たっては、実需者側との相対契約が確実にあって、例えば20年産何トン以上確実にあれば銘柄申請ができるとか、これから売れるのではないかという大体の申請ではなく、確実な申請、売り先が決まった申請書類が必要ではないかと思います。

次に銘柄の選択制の導入の方向性ですが、同様に基本的に賛成のスタンスであります。銘柄を絞れば業務の効率化又は鑑定の確実性が上がりますので、選択制に関しましては賛成であります。

選択制導入に当たって、前年産において産地品種銘柄検査実績がある場合は、引き続き銘柄検査を実施することについては、その年の検査に先立ちまして事前に検査機関に対して去年選択した品種を今年も検査するかどうかという調査は必要ではないかと思えます。例えば、弊社は検査員が7名おりますが、その特殊な品種を検査をするのが1名で、その方が退職した場合に、来年は検査ができないという形で、自動的に検査をするのではなくて事前に検査機関に意向調査をするということが必要ではないかと思えます。

その他につきましては、選択制とは少し離れる話ですが、今回、品位規格の見直しのお話がありましたが、当然米の銘柄が増えてくると、特殊な米が増えてくると思えます。弊社の産地でも有色素米、赤米、黒米の栽培が徐々に増えてきておりまして、それを検

查しますと当然その他の規格外ということになります。

しかし、規格外は際限なく規格外でありまして、例えば黒米は高温障害になりますと全体的に茶米になるので、黒米といっても現物は真茶色で、それも規格外、黒く品種特性の出ているものも規格外でありまして、これが例えば東京の小売店にいった場合に、イメージしてる黒米と違う黒米が入ってきても販売上は同じ規格外だからということで変な話になってしまいますので、特殊な品種に関して、増えてきておりますので、品種特有の形質に合った検査規格の柔軟性があればというふうに思っております。

また、規格外にされてしまうことでもう一つ弊害がありまして、水田経営所得安定事業、品目横断に関しましても、3等以上の等級に入らなくてはならないという条件があります。例えば、持ってる田んぼ全て有色素米をやったら、全部品目横断には入りません。現実にはそういったこともありますので、これは朝紫の1等であるとか2等であるとかいった検査規格の柔軟性、見直しが米に関しても必要ではないかと思います。以上です。

○山口座長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御意見につきまして御質問等がございますでしょうか。どなたからでも御発言下さい。

○大坪委員 確認ですけれども、品種はどんどん増えていく、検査は大変だということで、今回の改正の場合には選択ができると考えてよろしいのでしょうか。

○江渡消費流通課調整官 基本的にはそういうことです。

○太田委員 先ほどの赤米とか黒米とかは、資料の中にある非銘柄検査数量に入っているのでしょうか。

○伊藤氏 入ってます。

○太田委員 うるちの銘柄で8銘柄とかなりの銘柄を検査してらっしゃると、そういう意味では、実需等の売買契約という形での売り先も決まってこれだけの数のものをやっているということですか。

○伊藤氏 非銘柄に関して、うるちが3品種と、もちが2品種実際にはあるのですが、もちの非銘柄2品種はほとんど売り先が決まっております。うるちの3銘柄は1銘柄だけ決まっているようで、2銘柄は生産者の試験栽培的なものであったり、確実にきまっていないが、売れるのではないかという憶測で作っている品種もあると思います。

売れるか売れないかわからないけれど銘柄を取っておきたい、そういったものはやはり削除して、お客様がいてこそ銘柄になるということではないかと私は考えております。

○太田委員 産地品種銘柄の８銘柄の方はお客様は決まっているのでしょうか。

○伊藤氏 ８銘柄はだいたい決まっております。

○山口座長 他はよろしいですか。ありがとうございました。

今日ご出席いただいている方からの説明はただ今のとおりですが、この他事務局の方で岐阜県などより予め意見を伺っているようですので、事務局より御紹介願います。

○江渡消費流通課調整官 それでは、岐阜県ほかの御意見を御紹介します。先ず、岐阜県を選定した理由でございますが、近年、民間育成品種等につきまして銘柄にしているという都道府県がいくつかございますが、その中から、岐阜県を選定させていただきました。先ず１つ目の銘柄設定要件は、地域や数量に関わりなく銘柄検査が可能な検査機関があることを要件とする見直しの方向についてにつきましては、将来的な流通量や検査数量の見込みについても勘案すべきと考える。

２点目の銘柄の選択制の導入の方向性については、経営所得安定対策はじめ諸制度に関連している現行の検査制度を抜本的に見直せない状況の下、検査側・生産側双方の意見を尊重した折衷案として現実性がある。

３点目、銘柄数の増加が見込まれることについては、外観による判断が大きな要素を占める現在の制度は、たとえ選択制であっても銘柄数の増加により検査制度の精度は低下すると考えられ、産地品種銘柄を担保するには危うい感じがする。DNA 鑑定などの検査方法も進歩しており、これらの手法も取り入れた方法も必要ではないか。

４点目、県は奨励品種にするかどうかの役割を担っておりますが、奨励品種と今回の銘柄設定方法の見直しと乖離することについては、本来ならば、県が定める奨励品種へ作付を誘導していくべきところであり、品種が新たに増えることは、奨励品種への作付誘導に逆行することになり好ましいとは言えない。しかし、品種の育成者及び生産者等の努力の芽を摘むことはできず、今後一定の流通が見込めるならば銘柄設定に対し否定的意見は述べられない。という岐阜県の意見でございました。

その他岐阜県と同様に、近年民間育成品種等を銘柄にしている県、特に県名は挙げませんが、意見を聴取しておりまして、今回の見直し案につきまして概ね賛成するとの意見が寄せられていることをご報告いたします。

○山口座長 ありがとうございました。

以上で関係者からの米の産地品種銘柄の設定方法の見直しにつきまして意見を一通り伺いました。本日御出席の皆様におかれましては、お忙しい中貴重な御意見を頂戴しま

して誠にありがとうございました。

さて、これまで生産者、実需者、登録検査機関の御意見を伺ったわけですが、この御意見や前回の議論を踏まえまして、米の産地品種銘柄の設定方法の見直しにつきまして御質問、御意見があればお出しいただきたいと思います。

○中地委員 私どもは賛成する立場であります。関係者の皆様からも同じような意見をいただいて、大変心強く思っています。実際に銘柄の選択をするに当たって、色んな立場からまたあるのだらうと思います。私ども検査を行う立場として、検査の信頼性確保を旨として進めていかないといくらニーズがあるからといっても鑑定には限界があるとお互いに理解し、検査の精度なり信頼性確保ができるといったような運用を是非とも配慮願いたいと思います。

○大坪委員 感想ですが、今回いろんな実態を聞くことができてありがたかったです。それから、今回の改正に関しまして言わせていただきますと、食料自給率の改善ですとか、環境面、消費者ニーズとかいろんな面で品種は増えていかざるを得ない、一方で検査の負担が増すということで、精度を下げないようにしなければいけないという両面を考えるとこのような改正の方向がいいのではないかという感想を持ちました。ただ、今日検査機関のお話をお聞きしますと、実質的な支援を、農政事務所も我々試験研究者も大いに検査の普及に当たって技術的な支援をしていく必要があると感じました。

DNA鑑定に関しまして、私は研究に携わっておりますけれども、非常に有用な手法であって、例えば、新潟コシヒカリBLとそうでないものを見分けられるという点は自信を持っていますが、ただそれがすぐ検査に繋がるかとなると、国際的な動向を眺めなければいけないということ、それから技術を確立すること、検査に応用するには妥当性確認、何回やっても同じ結果が出るということの確立、本省内での関係部局の調整という、国際的な流れ、妥当性の確認、制度として行政がどのように調整して採用されるかということの3点あり、これらを考えた上ではまだ早いという感想です。

○古庄委員 これまで関係者の方に意見を伺った上で、改めて今回の見直し案、銘柄の選択制導入の方向で進めて良いと思います。その中で、新規銘柄であっても、既存銘柄であっても、有望なものは産地品種銘柄として認めていく、一方で、例えば、ニーズがなくなってきて、回復していく見込みがないようなものは銘柄から排除する、というメリハリのある選別が、今後は必要になってくると思います。産地品種銘柄の設定に当たっては、都道府県段階で適正な銘柄の整理が行われるよう、国からも助言や指導をお願い

い致します。

○太田委員 基本的に賛成なのですが、先ほどの長谷部委員がおっしゃったように、今後は銘柄が相当増えてくると思いますので、それに当たって従来からある銘柄で需要がなくなってきたものは淘汰されていくと思いますが、地元で一部需要がある銘柄も多少あると思いますので、そこは基本的に実需者と生産者とのきちっとした契約関係を勘案して、そういったものは残すような形でやっていただけたら十分採用できるのではないかと思います。

○長谷部委員 先ほど新潟の方がおっしゃっていた34ある検査機関にふさわしくない検査機関が実際にあるのかどうか、実は私の団体でも検査機関を立ち上げて30人から40人くらいの検査員がいるのではないかと思います、それなりの研修もやっていると聞いていますが、その点が良く意味がわからなかったのですが、国が検査機関をもっとよく指導をしてくれという意味だったのですか。

○村山氏 大きいところ、小さいところで、検査の運営をどうしているのかといった現場にも、農政事務所の指導について力を入れていただければなお良いのではないかと思います。ことで、検査機関に問題があるとかそういうことではありません。

○江渡消費流通課調整官 検査の技術指導等については、例えば研修会等につきましては年間6回以上と定めて各農政局、農政事務所で対応しております。また、検査機関の検査員の育成については、現在は主催は民間の登録検査機関あるいはその団体が行っておりますが、そういった研修に農政局、農政事務所の職員がそこで講師を行うというような支援を行っているところであります。今後ともの確な検査ができるように国としても指導を行っていきたいと思います。

○山口座長 他にございますか。それでは意見も出尽くしたようですが、前回の議論、それから、先ほど生産、実需サイドから御意見をいただきましたので、これらをトータルして考慮してみますと、事務局から提案のありました米の産地品種銘柄の設定方法の見直し案につきましては、方向性としては概ね了解していただいたということで整理させていただきたいと思いますがよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのように整理させていただきます。ただ、今日の議論にもありましたように、具体的な銘柄の設定方法につきましては留意すべき事項もありますので、具体化に当たっては今日出されました意見も参考にさせていただきたいと思います。

今後のスケジュール

○山口座長 今回の検討会としては、意見を求められていた検査規格及び米の産地品種銘柄の設定方法の見直しにつきまして、以上のとおり、基本的には了解が得られたものとして整理しましたが、事務局で今後のどのように扱うこととしているのか説明をお願いします。

○廣田消費流通課長 それではご説明させていただきます。委員の皆様には、御熱心な御論議をいただき、このように取りまとめいただきまして誠にありがとうございました。

今後につきましては、この検討会で取りまとめられた御意見を踏まえまして、必要な改正手続きを取り進めたいと考えておりますが、具体的スケジュールにつきましては、お手許に配布しましたスケジュール（案）により進めて参りたいと考えております。

産地品種銘柄関係につきましては、21年産から選択制を導入すべく所要の手続きを進めてまいりたいと思います。

できるだけ早くとのご要望があったことは承知しておりますが、一方で、既に20年産の産地品種銘柄をどうするかということについて各県の段階において検討が進んで、正に申請が上がってきている最中ですので、それとあわせ選択制ということになりますと対応できないと思っています。そういうことから、21年産から適用ということが周知期間も含めればいいのかという次第です。

○山口座長 ありがとうございます。

本スケジュール（案）につきまして御質問、御意見があればお出しいただきたいと思います。

○中地委員 残念ですが、仕方ないです。

そ の 他

○山口座長 それでは、議題の最後にその他とありますので、私の方から1点お聞きしたいと思います。委員の皆様にも届いているかも知れませんが、農薬問題等に関心を持つグループから私に対して米の着色粒の検査規格の見直しについて今回の検討会で取り扱って欲しいとの要望が出されております。

しかし、私としては今回の検討会で意見を求められているのは、米の銘柄の設定方法やそば及びビール大麦の規格見直しに関する事項ですので、今回の検討会の議題とすることは、適当でないのではないかと思います。

ただ、このような規格の改正要望があるのであれば、他にも今回取り上げなかった要望が沢山ありますので、それら他の要望事項と同様の扱いとし、このような検討会での意見聴取に先立って、先ず広く関係者の意見を聴く必要があると考えておりますが、事務局としてどのように考えているでしょうか。

○廣田消費流通課長 御指摘の米の着色粒の検査規格の問題であります。消費者団体の要望を始め、一部の県議会等から意見書が出されているところです。

この問題につきましては、単に検査規格の問題のみならず、農薬使用や環境問題にも及ぶ事項でありますので、今後とも関係者の意見を広く伺っていくことが重要であると考えております。

○山口座長 それでは、委員の皆様方このような対応でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、事務局で今後の対応をよろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたって貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、今回の検討会は終了させていただきます。

閉 会